



第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10/27 (日) 7:00 ~ 20:00 国選挙管理委員会事務局 Tel 74-8794

10月9日に衆議院が解散されたことから、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなり、10月27日が投票となります。(10月15日公示)

私たちの一票は、自分の意思を政治に反映させる重要な意義を持っていますので投票しましょう。



投票のお知らせ

●住所要件

令和6年7月14日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方

●年齢要件

18歳以上(平成18年10月28日以前生まれ)の方

投票所入場券を郵送します

選挙の際に必要な投票所入場券は、10月15日(火)から順次郵送します。なお、投票所入場券を紛失した場合でも、投票所の受付係に申し出ること、投票は可能ですので、棄権することのないようにしましょう。

選挙公報を配布します

選挙公報を配布しますので、候補者・政党の考え方や政策によく目を通し、国政を任せられる人と政党を選ぶ目安にしましょう。10月23日(火)までに届かない場合は選挙管理委員会にご連絡ください。

投票所では…

●車いすの配置

投票所内では付き添いの方に代わり、係員がお手伝いをしますので、お声がけください。

●座位記載台の配置

車いすに乗ったまま記入できます。

●点字器・点字用候補者名簿の配置

目の不自由な方は点字で投票できます。

●老眼鏡の配置

●仮設スロープの設置(一部の投票所のみ)

●土足用マットの設置(一部の投票所のみ)

市役所、海洋センター、旧石山中学校、北・南・東地区コミュニティセンター、宮川集会所では靴を脱がずにそのまま投票できます。

※土足用マットが設置されない投票所において、靴の脱ぎ履ぎが困難な方は車いすをご利用ください。お手伝いが必要な方は係員にお声がけください。

代理投票

身体の障がいなどで字が書けない方は、投票所の受付係に申し出てください。係員が候補者の氏名・政党名などを代理で投票用紙に記入しますので、棄権しないようにしましょう。

砂川中学校が投票所の方へ

砂川市義務教育学校建設工事に伴う 投票所(砂川中学校)の駐車スペース

現在、建設工事が行われているため、敷地内への乗り入れを禁止していますが、投票日に限り、車で投票所(砂川中学校)に来る方は、校舎正面の駐車スペースをご利用ください。



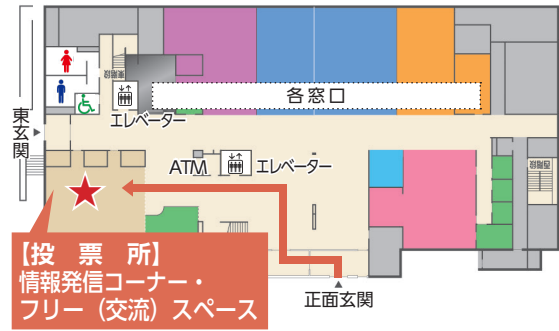
投票日に投票できない方へ



●期日前投票の対象

- ①仕事がある方
 - ②旅行やレジャーなどの用事がある方
 - ③冠婚葬祭の予定がある方
 - ④疾病や妊娠などの理由で投票できない方
 - ⑤投票日当日に悪天候が予想される場合
- ※投票日当日に近づくほど混雑する傾向があります。

期日前投票所（市役所 1 階フロア図）



●不在者投票の対象

- ㊦出張などのため市外で投票する方
 - ㊧選挙人名簿に登録されていても、期日前投票をしようとする時点で満 18 歳に達していない方
 - ㊨指定施設（市立病院、福寿園、福祉複合施設、慈恵会病院、ねんりん館）に入院などを行っている方
- ※㊨の施設では、その施設で不在者投票ができます。詳しくは施設担当者へお問い合わせください。

※投票用紙などの請求

マイナンバーカードを利用してスマートフォンやパソコンなどからオンラインでも請求可能です。請求方法については市ホームページをご覧ください。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

◎期日前投票・不在者投票ができる期間（不在者投票の対象㊨を除く）

10月16日(水)～26日(土) 8:30～20:00（土・日曜日でも投票可）

●郵便等投票

身体に次のような重度の障がいがあり、投票所に行けない方のために、自宅で投票ができる不在者投票制度（郵便等投票）があります。事前に選挙管理委員会へ郵便等投票証明書発行の申請が必要です。有効期限が切れている方や新たに手続きをされる方はお早めに申請してください。

【請求期限】

10月23日(水)まで

【郵便等投票証明書の有効期限】

発行日から7年間

※要介護者については、発行日から介護保険の被保険者証に記載されている認定の有効期間の末日までです。

【対象】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を持っている方で、次の項目に該当する方

①身体障害者

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害程度が1級または2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害程度が1級または3級の方
- ・免疫、肝臓障害が1級から3級の方

②戦傷病者

- ・両下肢、体幹の障害程度が特別項症から第2項症までの方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害程度が特別項症から第3項症までの方

③介護保険法上の要介護者

- ・要介護状態区分が要介護5の方

開票のお知らせ



●とき 10月27日(日) 21:00～（受付 20:30～）

●参観人 市の選挙人名簿に登録されている方

※開票速報は市ホームページで公表します。

●ところ 地域交流センターゆう 大ホール

●定員 30人（受付順）